

令和 7 年 10 月 農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和7年10月20日（月）

開会 午前 9時32分

閉会 午前 10時 1分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委 員 氏 名	出欠
1	天 本 純 子	出
2	黒 田 和 彦	出
3	酒 井 恵 美	出
4	佐 藤 幸 信	出
5	篠 原 浩 二	出
6	田 代 英 育	出
7	豊 増 義 治	出
8	永 渕 久 雄	出
9	久 富 正ノ介	出
10	松 馨 清 志	出
11	松 雪 昭 俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

1番 天本 純子 委員 2番 黒田 和彦 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画について	9件
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第18条の規定による届出について	3件

5. 農業委員会事務局職員

舟越 健策 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和7年10月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号1番〇〇〇〇委員と議席番号2番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件、12筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について3件、6筆、使用貸借権設定について、1件、6筆の申請がございました。

それでは1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から耕作者である譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明といたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ありませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入れます。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、鳥栖市へ転入し、新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。

また、営農計画書も添付されていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明といたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求める

よろしいですか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんのがんばりを求める

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議いたします。

事務局の説明を求める

事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。

また、営農計画書も添付されていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆さんのがんばりを求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号4の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第1号、番号4の案件につきましては、市街化区域内の農地であり、農地中間管理事業の推進に関する法律での農用地利用集積等促進計画ではなく、農地法第3条での使用貸借権設定でございます。

借受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号4の案件についての説明といたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号4の案件について、許可することに賛成の皆さんのがんばりを求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、2件、3筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、所有権移転に係るものについて1件、2筆、賃貸借権設定に係るものについて1件、1筆の申請がございました。

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者が、実家が近く、交通の便も良い、農業従事に便利で生活環境に恵まれた申請地に自宅を建設するため転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、雨水浸透樹で敷地内に自然浸透させる計画となっております。

また、資金計画については住宅ローン事前審査結果通知書が添付をされております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、ご参照をお願いします。

申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第2種農地は第3種農地に立地困難な場合許可できることから、農地転用は許可し得ると考えております。

あとこの分につきましては、現地のほうに行った際にいくつか懸念がありましたので、その分を合わせてお伝えしますと、こちらの隣接農地の同意につきましては、この申請に関わっている建設業者のほうから、図面を使って排水等の説明を受け同意してあるということをございました。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明といたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、○○委員どうぞ。

9番委員

担当の委員として説明をいたします。

10月17日に、農業委員、推進委員、地元の生産組合長立ち合いのもとに、現地で事務局

より説明がありました。

現地を見たところ、まず地元の推進委員から指摘をされたのが、地下浸透枠を2か所作っても土砂降りのときに水は吸いきるじやろうかということがちょっと発言をされました。

しかし今回は地元の区長・組合長が印鑑を押しているので、了承しているということです
ので、私のほうからの意見としては、以上です。

議長

ただ今、○○委員から、ご意見をいただきましたが、他にはございませんか。

はい、○○委員どうぞ。

7番委員

7番○○です。

今の説明がありましたけど、追加でちょっと意見言わしていただきます。

現地で話し合ったあと、いろいろ心配されて○○委員さんがいろいろ動いてもらいまして、
私も納得する説明を受けました。

しかしながら心配してるかちゅうと、○○町まだ申請はしてませんけど、私の地元でもこう
いうことありますて、排水同意だけではなく、上からの水とか、田んぼから田んぼへ流す水
とか、いろいろあるので隣接農地の同意は必ずいると思いますし、今度もさっきした説明を
区長さんとか生産組合長さんとか受けてあれば私も問題なかったけど、○○の場合は図面も
できていないのに同意をもらいに行き、ただ皆さんだいたいそんなもんでしょうけど、つき
あいであったり今までなあなあであったり、簡単に判を打ってあった。ところが隣接農地と
か排水の農地で心配事があったので農業委員としても私たち2人いろいろ相談を受けたし、
そんなもんで、区長さんとか生産組合長さんに同意をもらうときは図面をちゃんと見せた証
拠ちゅうか、図面にも判子をもらうようにして、ただなあなあで行かないようにしていただき
たいと思っております。

区長さんとか生産組合長さんのちゃんとした意見、同意書と隣接同意書が無ければ、この
農業委員会で審議もできないし、賛成反対も言えないので、もう少しちゃんとした同意を事
務局は取ってもらいたいと思っております。

よろしくお願ひします。

議長

はい、事務局お願ひします。

事務局

隣接同意と排水同意につきましては、図面までの印鑑という御意見がございましたけど、
そもそもが法定で求められている書類ではないのですが、ただ鳥栖市の農業委員会としては

審議の上で必要であるということで求めているものです。

今回の説明について、十分に説明がなされていなかつたことについては窓口で申請を受け付ける際に同意書の説明のことについては確認をしてまいりたいと思います。

図面に印鑑まで求めるところの御意見については繰り返しになるんですけど、法定書類ではないのでそこまで求めるのは難しいかなと考えています。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

すいません、〇〇です。

以前もありましたけど、任意でもらっているとか、そんなことしたら、この農業委員会で審議する材料がないと言ひようですよ。それも無いなら私は〇〇や〇〇のことはわかりません、〇もわかりません、〇のことでもちょっと違つたらわかりませんから、これは必要だと思っております。

これは事務局として私たちは決まっていないからじゃなくて、農業委員が困るんですよ。ちゃんとしてもらわんと。

それともう一つ、そこで気になったのが、今まであんまり問題なかったと思う、排水をよその排水を通して流したりするけど、新しく街にしようちゅうところに、水路も無い、今から宅地化するその地区みたいなところに水路も無いのにどんどん宅地化したらちょっと問題だらうと思います。皆さんの地区でも排水は水路に流すちゅうのが今当たり前になつとる、昔は違いましたけど、こんなことももう少し考えて許可をすべきじゃないだらうかと私は思ひます。

以上です。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

市街化調整区域でこういった建物の建築にあたっては、当然こういった農地法の転用もございますけれども、合わせて開発のほうの審査会等都市計画の関係でございますので、そういったところで合わせてトータルでそういう建物にふさわしいのかということも審議されるものと考えております。

委員のほうから御意見のあった同意については、印鑑までは求めないですけど、当然そういう図面を使ってきちんと正しく御説明がなされた上での同意書ですよねということについては確認をしてもらいたいと思いますけど、そこはご理解いただきますようお願いいたします

す。

議長

はい、○○委員どうぞ。

7番委員

この図面を見てもらうと、周りに家もあります、ただまだ畠もいっぱいあります。これが一斉に流れてくるなら、どこかに偏ってしまうんですよね。今まででは自然と流れてあちこち行きよったわけですよ。埋め立てたりなんたりするならこの道路の上の水が違うところ流れいったりするけんが、私たちはその後は関係ないち思われるかわからんばってん、宅地申請で許可したら、そのことも考えてせんなら、隣接同意した人も、そこまでも考えんでただ近所のつながりとかでしてあると思いますので、もう少し考えて審議するべきだと思います。

議長

やはり印鑑を押すというのは、それなりに責任が生じるところで、近所のつながりとかそういうものもあるのかもしれません、そこはしっかりと検討した上で押印をしていただきたいというふうに我々委員のほうからも各生産組合長さんのはうには指導のほうをお願いしていきたいと思っております。(発言する者あり)

はい、他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんのお手を求める。

(贊成者舉手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページをお願いします。

議案第2号、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照お願いします。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いします。

あたり、現場事務所と資材置場として使用するため、一時転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は、東側及び北側側溝、西側河川へ放流される計画となっております。

また、資金計画については残高証明書が添付されております。

一時転用期間は、令和7年10月20日から、令和10年10月19日までとなっており、現況復旧確認書が添付されています。5ページに位置図、6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、ご参照願います。

申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内にある農地に該当することから農用地区域内農地、いわゆる青地でございます。

許可の基準といたしましては、立地基準では、農用地区域内の農地であるため原則不許可となっていますが、例外許可として、一時転用であり、現況復旧確認書により原状回復が確実と認められるため、農地転用は許可し得ると判断しております。

以上、議案第2号、番号2の案件についての説明といたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さん、○○委員どうぞ。

4番委員

4番委員の○○です。担当委員として一言申し上げます。

10月17日に、会長と私と、○○委員、○○推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、○○の申請地で、申請内容は今御説明のとおりです。

現地確認の際に排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請については、特に問題は無いと思われます。

ただ、申請地の外周に草等がありますんで、そこまでの除草をしてもらって、排水がいつでも確認できるようにお願いしますということをお願いしました。

以上です。

議長

ただ今、○○委員から、ご意見をいただきましたが、他にございませんか。

よろしいですか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんのがんばりを求めてます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画について、9件、22筆でございます。

議案第3号、番号1から番号9につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは5ページから8ページをお願いします。

議案第3号、農用地利用集積等促進計画につきましては、9件、22筆の申し出がございました。

農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構が定めることとなっておりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市農業委員会より意見の聴取を行うものとすることから、今計画について御意見を伺うものでございます。

内訳につきましては、8ページの農用地利用集積等促進計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

8ページをお願いします。

1の利用権設定の中の（1）地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が2万8,762平方メートルとなっております。

次に、（2）の作物別設定面積について作物名「水稻」「麦」「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が13件、1万7,699平方メートル、使用賃借権が9件、1万1,063平方メートルとなっており、総合計が22件、2万8,762平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人が9名、借人が9名、申請枚数は9枚となっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明といたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

なお、本件は、鳥栖市農業委員会会議規則第 17 条による簡易採決を行います。

議案第 3 号、番号 1 から番号 9 の計画について、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、御異議なしと認め、そのように決します。

次に、報告第 1 号から報告第 2 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは 9 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、2 件、5 筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、10 ページをお願いします。

報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知につきまして、3 件、4 筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し 6 か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第 1 号から報告第 2 号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から説明をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。

よろしいですか。

事務局のほうから何かありませんか。

それでは、次の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和 7 年 11 月 20 日木曜日、午前 9 時 30 分より 3 階第 3 委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会會議規則第18条第2項の規定により署名する。

会長 _____

委員 _____

委員 _____